

令和7年第13回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年11月14日（金）午前10時00分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和7年第4回白井市議会定例会について
・提案予定の議案等について
・会期日程及び議事日程について
(2) その他
4. 出席委員 石井恵子委員長・長谷川則夫副委員長
広沢修司委員・小田川敦子委員
徳本光香委員・平田新子委員
伊藤仁議長
5. 欠席委員 田中和八委員
6. 説明のための出席者
市長 笠井喜久雄
総務部長 永井康弘
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
係 長 會卓也
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井委員長 おはようございます。明日11月15日まで秋の全国火災予防週間だそうです。火の元に気を付けるとともに、県ではインフルエンザ注意他、今発令中でございます共々に気をつけてまいりたいと思います。

本日は、第4回市議会定例会の運営について議会の運営についてご協議いただきますよろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 本日は大変お忙しい中、令和7年第4回市議会定例会に係る議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

第4回の市議会定例会は11月の21日金曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。市から提案いたします案件は、白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が9件、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理に処理する事務の一部廃止および千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について1件、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センターおよび白井市福祉作業所の指定管理者の指定など、指定管理者の指定に関する案件が2件、損害賠償の額の変更について1点、白井市第6次総合計画前期基本計画について1点、令和7年度一般会計他1会計の補正予算に関する案件が3件の合わせて17議案になります。詳細につきましては、この後総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松岡事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。よろしくお祈いします。

委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

○石井委員長 ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1令和7年第4回白井市議会定例会についてのうち、提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

総務課長

○齊藤総務課長 改めまして皆さんおはようございます。

私の方から第4回市議会定例会に提案いたします議案について説明の方させていただきます。

今議会につきましては条例の一部改正が9件、一部事務組合の規約の変更協議会見指定管理者の指定の案件が2件、損害賠償の額の変更が1件、第6次総合計画前期基本計画について1件、補正予算3件の合計17件となります。

まず議案第1号白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課と総務課でございます。

白井市公立保育所の役割および体制検討委員会の廃止および白井市保育施設運営事業者選定審査会の設置をするため条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが白井市公立保育所の役割および体制検討委員会の役割が終了したことから当該委員会を廃止するもの、令和7年9月に策定しました白井実保育未来ビジョンにおきまして、白井市立清水口保育園を令和10年4月1日から民営化する方針として決定したことから保育施設の運営事業者を選定する白井市保育施設運営事業者選定審査会を設置するものです。施行期日は公布の日でございます。

続きまして議案第2号、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は、建築宅地課と総務課でございます。

建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容ですが、建築基準法施行令の改正に伴い当該条例の引用条項にずれが生じたことから、規定の整備を行うものです。施行期日は公布の日です。

続きまして議案第3号白井市保育所設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課でございます。

白井市立清水口保育園を令和10年4月1日から民営化するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、表中の白井市立清水口保育園の項を削るものです施行期日は令和10年4月1日です。

続きまして議案第4号、白井市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課です。

内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理するもの家庭的保育事業者等が実施することとされております。利用乳幼児に対する健康診断について、母子保健法で実施する健康診断または健康診査の内容が、家庭的保育事業者等が実施する健康診断の内容に相当し、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握しているときは当該健康診断を行わないことができることとするものです。

それから地域限定保育士が制度化されたことに伴い、保育士の定義に地域限定保育士を加えるものです。施行期日は、公布の日でございます。

続きまして議案第5号白井市特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課です。

内閣府令で定める特定教育保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理するもの認定こども園法第27条の2第1項各号において、入園児への虐待にあたる行為が規定されたことに伴い、引用条項の追加を行うものです。施行期日は、公布の日でございます。

続きまして議案第6号白井市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課です。

内閣府令で定める放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地域限定保育士が制度化されたことに伴い保育士の定義に地域限定保育士を加えるものです。

また児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理するものです。施行期日は公布の日でございます。

続きまして議案第7号白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は建築宅地課です。

市役所周辺地区および副業務施設地区の地区整備計画を都市計画決定したため条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、条例第3条に規定します適用区域に市役所周辺地区地区整備計画区域および復業務施設地区地区整備計画区域を追加するもの条例第4条に規定します建築物等の制限に市役所周辺地区地区整備地計画区域および復業務施設地区地区整備計画区域を追加し建築物の用途の制限建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を規定するものです。施行期日は、公布の日でございます。

続きまして議案第8号を白井市下水道条例および白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は上下水道課です。

国からの技術的助言を踏まえ、災害その他非常の場合における給水装置工事および排水設備等の工事を行うことができる事業者等の特例を定めるため関係する条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、災害その他非常の場合において管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者に工事を行わせることができるようにするもの災害その他非常の場合において管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者または他の水道事業者が水道法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を行わせることができる

ようにするものです。施行期日は公布の日でございます。

続きまして議案第9号白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は危機管理課です。

消防団組織の再編に伴い、消防団員の定員を見直すため条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが字句の整理といたしまして定数を店員に改めるもの定員を352人から302人に改めるものです。施行期日は令和8年4月1日でございます。

なお消防団の再編につきましては、午後の議員全員協議会の方で担当課長の方から説明させていただきます。

続きまして議案第10号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止および千葉県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、所管課は人事課でございます。

千葉県市町村総合事務組合から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団および南房総広域水道企業団の解散に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少共同処理する事務の一部廃止およびこれらに伴う千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があったため提案をするものです。

主な内容ですが三芳水道企業団苦渋栗地域水道企業団および南房総広域水道企業団の解散に伴いまして千葉県市町村総合事務組合規約から同水道企業団のを削除するもの千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち職員採用試験の合同実施について削除するものです。施行期日は令和8年4月1日でございます。

なおこちらの協議につきましては慣例によりまして初日採択をお願いするものでございます。

続きまして議案第11号、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センターおよび白井市福祉作業所の指定管理者の指定について所管課は、高齢者福祉課です。

白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センターおよび白井市福祉作業所の指定管理期間が令和8年3月31日で満了となるため4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地ですがまず、名称は白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター、白井市福祉作業所です。所在地は白井市清戸766番地の1、指定管理者とする団体の名称および所在地ですが、名称は社会福祉法人白井市社会福祉協議会会長松本千代子、所在地は白井市復1123番地。

指定の期間ですが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

続きまして議案第12号、白井市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について所管課は市民活動支援課です。

白井市民まちづくりサポートセンターの指定管理期間が令和8年3月31日で満了となる

ため4月1日から管理運営を行う指定管理者をしていきたいので提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地ですが、名称は白井市民まちづくりサポートセンター、所在地は白井市復1123番地、指定管理者とする団体の名称および所在地ですが、名称は、労働者労働者協同組合ワーカーズユースセンター事業団、代表理事藤田徹、所在地は東京都豊島区東池袋1-44-3池袋アイ・エス・ビー多摩ビル、指定の期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

続きまして議案第13号損害賠償の額の変更について、所管課は市民課です。

戸籍電算システム機器の賃貸借契約の変更に伴う損害賠償の額を変更したいので議会の議決を求めるものです。

主な内容ですが地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い賃貸借期間を変更する書籍電算システムの一部機器についてクラウド環境への移行時期の変更に伴い当該機器の賃貸借期間を変更することから損害賠償の額を変更するものです。

賠償の相手方ですが柏市若柴字入谷津1番195、株式会社ディー・エス・ケイ代表取締役今井伸幸、損害賠償の額ですが当初決定額が220万9900円、変更の決定額が189万4200円に変更による減額が31万5700円でございます。

続きまして議案第14号白井市第6次総合計画前期基本計画について、所管課は企画政策課です。

白井市第6次総合計画基本構想を実現するため施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示す白井市第6次総合計画前期基本計画こちらは令和8年度から令和12年度になりますが、こちらを定めたいので提案をするものです。

議案第15号令和7年度、後市一般会計補正予算第7号、所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万7000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億7109万7000円とするものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、防災行政無線デジタル化更新工事において、工事中に当初見込むことができなかつた基礎等が見つかり、撤去する必要性が生じたことで工事費が増額となるため不足額を補正するものでございます。

こちらにつきましては、工事費の増額に伴いまして、契約変更が必要となりますので、この補正予算につきましては初日の採択をお願いするものでございます。

あわせまして議決をいただいた際には契約変更の議案について追加で提案をさせていただきたいと考えております。

なお、こちらの基礎等の状況につきましては、本日午後の議員全員協議会の方で危機管理課長の方から説明の方させていただきます。

続きまして議案第16号令和7年度白井市一般会計補正予算第8号、所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億261万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億7370万7000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして指定障害福祉サービス費、障害児通所等給付費および生活保護扶助に要する経費について、執行状況等を踏まえまして、予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するもの、施設等の光熱水費について執行状況等を踏まえ、予算の不足が見込まれることから不足が補正するもの、令和6年度以前に交付されました子育て支援生活補助、生活保護等に係る国県負担金等について、実績に基づく返還見込み額を計上するものです。

続きまして議案第17号令和7年度白井市介護保険特別会計保健事業勘定補正予算第2号、所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3193万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7540万9000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費高額介護サービス等費および特定入所者介護サービス費等の保険給付費に予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するものです。

初日に提案させていただき議案につきましては以上となりますが、今議会中にこの他に追加提案を予定しております案件が全部で11件ございます。

まず本日午後の議員全員委員会の方でも説明させていただきますが、令和7年度の人事院および千葉県人事委員会の勧告に伴います給与条例の一部改正とそれに合わせて補正予算の方が全部で7議案、こちら本日午後説明させていただきますが、こども誰でも通園制度に係ります新規条例が2本ありまして、こちらが初日に提案できなかった理由といたしましては、国の基準がまだ確定していなかったために、初日に提案ができなかったものを追加提案させていただきたいと考えております。

またこの他に道路課の道路改良工事、R6の1に関わる工期の変更等に伴う契約の変更が1件、それから初日採決をお願いした補正予算に関わります防災行政無線のデジタル化更新工事の変更契約が1件の合計で11件となります。

なお、提案の時期でございますけれども、常任委員会の御審議に間に合うように現在準備の方調整させていただいておりますので、具体的な詳細につきましては事務局と改めて調整の方させていただきたいと考えております説明の方は以上です。

○石井委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

○小田川委員 すいません。この後追加上程される議案の確認なんですけど、全部で11議案を予定されてるっていうことで、詳細も読んでいただきましたけど、人事院勧告に伴う給与関係は7議案って合ってますか。

○齊藤総務課長 条例の改正が1件と、各会計の補正予算が6件でございます。全部で7議案ということになります。

○石井委員長 他にございますか。

○平田委員 今回の議案の追加ってということで常任委員会に間に合うようになっておっしゃったということは、本会議ではなく常任委員会に付託する形がとれるということを配慮して、常任委員会の前に提案していただけるということでしょうか。

○齊藤総務課長 平田委員おっしゃったとおり、常任委員会に付託に間に合うようなスケジュールリングで追加提案をしたいと今準備を進めているところです。

○石井委員長 他にございますか。

○徳本委員 今回の追加議案の道路の工事の説明をもう一度お願いします。

○齊藤総務課長 現在今手持ち資料ございませんので必要があれば後ほどお伝えさせていただきます。

○石井委員長 よろしいですか。ではここで補足説明が終わりましたので、執行部退席したいと思います。

次に議会事務局長より、請願陳情一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。事務局長。

○松岡事務局長 それでは陳情一般質問についてご説明いたします。今回、請願の受理はございませんでした。陳情につきまして、お手元に配付の陳情受理一覧表をご覧ください。今回陳情1件が提出されております。

受理番号第4号令和7年11月12日受理件名は、白井市文化センター大規模改修に関する陳情、陳情者は白井市文化センターを未来に繋ぐ会代表、酒井茉由他1名です。

住所は白井市山口2-8-4-306、陳情事項は1項目、白井市は令和7年9月の白井市文化センター大規模改修に関する市民アンケート調査結果を生かした改修計画にしてください。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書案の表紙の次のページ一覧表案をごらんいただきたいと思います。

今回14名の議員の皆様から28項目通告をいただいているところでございます。以上でございます。

○石井委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

○小田川委員 陳情の部分ですけれど、今回の陳情に関して参考人の出席はどのようになっていますか。

○松岡議会事務局長 委員会の判断となります。

○石井委員長 では次に議長より、議案の付託委員会について説明をお願いします。

○伊藤議長 執行部より今定例会に提案予定されている議案については、お手元に配付の付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。

通常ですと1号議案が総務教育常任委員会に普通、振り分けられるんですけども今回保育園関係で繋がっているということで、1号議案を健康福祉常任委員会の方に付託するという事に協議の結果、決まりましたので、ご異議なければこのようにしたいと思います。
○石井委員長 ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会について、ご意見はございますか。

(「ありません」という声あり)

意見はないものと認めます。議案の委員会付託については議長の説明のとおり決定することにご異議ございませんか。異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に議長より陳情の取り扱い等について説明願います。

○伊藤議長 陳情第4号については、付託先を総務教育常任委員会でお願ひしたいと思います。以上です。

○石井委員長 ただいま議長より説明がありました陳情の取り扱いについて、ご意見はございますか。意見はないものと認めます。陳情第4号については総務教育常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、会議日程および議事日程についてを議題とします。事務局長より、会期日程案および議事日程案について説明を求めます。

○松岡議会事務局長 それでは会期日程案および議事日程案についてご説明いたします。初めに、会期日程案についてでございます。お手元に配付の会期日程案をご覧ください。

会期につきましては、11月21日から12月18日までの28日間としています。

初めに、11月21日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行い、議案第1号から議案第17号についてまで一括上程報告および提案理由の説明、議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第14号議案第16号および議案第17号について、議案内容の説明の後、初日採決を予定している議案第10号および議案第15号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決としております。

一般質問につきましては、今回14人の通告がありましたので、11月27日に4名、28日に4名、12月2日に4名、3日に2名でお願ひしたいと思います。また、11月27日の正午は大綱的質疑の通告締め切りとなります。

次に、12月4日につきましては、議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第13号、議案第16号および議案第17号について、大綱的質疑の後、議案第14号白井市第6次総合計画前期基本計画についてを除き、常任委員会付託、議案第14号につきましては、基本構想基本計画に関する調査特別委員会が既に設置されておりますので、特別委員会へ付託、なお、発議案決議案の提出締め切りは委員会付託日の午後5時となっております。

12月5日、8日、9日につきましては、各常任委員会の開催、基本構想基本計画に関する調査特別委員会を12月11日に開催する予定としております。

そして、最終日を12月18日とし、各委員会に付託された議案等について、委員長による

審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決を行う予定としております。会期日程案は以上でございます。

続いて議事日程案でございますが、お手元に配付の議事日程案をご覧ください。

日程第1会議録署名議員の指名から、会期決定諸般の報告、議案17件、陳情1件および一般質問となります。なお、議案第10号および議案第15号につきましては、初日採決が予定されております。説明は以上でございます。

○石井委員長 ただいま説明がありました会議日程案および議事日程案について質疑はございませんか。

○小田川委員 議会日程の中にある11日の特別委員会の件でちょっと確認なんですけれども、日程としては質疑と採択は1日ということですが、これ以外にこれに向けた協議見たい協議会みたいなものは今予定されているか、そんな確認って特別委員会の進行状況なんですけど確認はされてますか。

○松岡事務局長 事務局として把握しているような予定はございません。

○石井委員長 他にございますか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。それでは、会議日程案について会費を11月21日から12月18日までの28日間とし、11月21日は会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行い、議案第1号から議案第17号までについて、一括上程報告および提案理由の説明、議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第14号、議案第16号および議案17号、第17号について、議案内容の説明の後、初日採決を予定している議案第15号および議案第15号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。一般質問については、11月27日に4名、28日に4名、12月2日に4名、3日に2名の4日間とし、11月27日の正午は大綱的質疑の通告締め切りとなります。

12月4日については、議案第1号から議案第9号、議案第11号から議案第13号、議案第16号および議案第17号について、大綱的質疑の後、議案第14号を除き、常任委員会付託。議案第14号については既に設置されている基本構想基本計画に関する調査特別委員会へ付託。発議案決議案の提出締め切りは委員会付託日の午後5時となります。

最終日12月18日は、各委員会に付託された議案等について、委員長による審査経過および結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決。

議事日程については、日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、議案第17件陳情1件および一般質問といたします。以上の内容について、ご異議ございませんか。異議なしと認め、さよう決定いたします。

議題2その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

では、議題の2、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に議長からありましたらお願いします。

○伊藤議長 ございません。

○石井委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○松岡事務局長 ございません。

石井委員長 他に何かございますか。無いようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時35分